

労災保険給付一覧表

注) 給付の種類で、〇〇(補償)給付と(補償)の意味・・・〇〇補償給付が業務災害、〇〇給付が通勤災害。

1. 医療保障の給付

| どのようなときに | 給付種類 | 給付内容 | 給付期間 | 支給要件 | 対象者 | 備考 |
|----------------------------|--------------------------|---|--------|------|-------|--|
| 負傷、疾病にかかり 医療 を受けたとき | ①療養(補償)給付 ②療養(補償)費の給付 | 診療・薬剤、治療材料の支給、治療、入院看護、訪問看護、移送、入院時食事が、給付の対象となります。 ①労災病院又は労災指定病院において、診療を受けた場合に、その療養そのものの給付となります。(現物給付)すなわち、窓口で医療費を負担することがありません。 ②労災病院や労災指定病院以外の病院等で診療を受け、費用を自己負担(自費診療)した場合に、その療養に要した費用を償還してもらいます。(現金給付) | 治るまで毎回 | 無条件 | 被災労働者 | 通勤災害の場合は200円(日雇労働者は100円)の自己負担金を徴収する ※ただし次の者からは徴収しない。 ①特別加入者 ②第三者行為によるもの ③3日以内に死亡した者 ④休業給付を受けない者 |

2. 被災労働者の生活保障に関する給付

| どのようなときに | 給付種類 | 給付内容 | 給付期間 | 支給要件 | 対象者 | 備考 |
|---|-------------------|--|---------------|--------------------------|-------|---|
| 負傷、疾病にかかり、その療養のため 休職 したとき | 休業(補償)給付 | 給付基礎日額×60% | 休業4日目～治るまで毎日 | ①要治療、②労務不能、③無収入 | 被災労働者 | ※一部労働により一部賃金を受けたときは、その分を差し引いて給付する。 ・傷病補償年金の受給権が発生したときは支給停止 |
| | 休業特別支給金【特別支給金】 | 給付基礎日額×20% | | | | |
| 負傷、疾病にかかり、その療養のため 休職 し、1年6ヶ月経ったとき、一定の傷病等級に該当するとき | 傷病(補償)年金 | 給付基礎日額×313～245日分(等級に応じて) 1級…給付基礎日額の313日分 2級…給付基礎日額の277日分 3級…給付基礎日額の245日分 | 1年6ヵ月後～治るまで毎年 | 被災より1年6ヶ月後、傷病等級(1～3級)該当者 | 被災労働者 | ・後に傷病等級非該当となったときは再び休業保障給付に替わる |
| | 傷病特別支給金【特別支給金】 | 114万～100万円(等級に応じて) 1級…114万円 2級…107万円 3級…100万円 | 一時金 | | | |
| | 傷病特別年金【ボーナス特別支給金】 | 算定基礎日額×313～245日分(等級に応じて) ※算定基礎日額=過去1年間に支給されたボーナスに基づく1日当り金額 1級…基礎基礎日額の313日分 2級…基礎基礎日額の277日分 3級…基礎基礎日額の245日分 | 1年6ヵ月後治るまで毎年 | | | |

| どのようなときに | 給付種類 | 給付内容 | 給付期間 | 支給要件 | 対象者 | 備考 |
|--------------------|-----------------------|---|------|--|-------|----|
| 負傷、疾病にかかり、障害が残ったとき | 障害(補償)年金 | 給付基礎日額×313～131日分(等級に応じて) 1級…給付基礎日額の313日分 2級…給付基礎日額の277日分 3級…給付基礎日額の245日分 4級…給付基礎日額の213日分 5級…給付基礎日額の184日分 6級…給付基礎日額の156日分 7級…給付基礎日額の131日分 | 毎年 | 障害等級1～7級該当者 | 被災労働者 | |
| | 障害特別支給金【特別支給金】 | 342万～159万円(等級に応じて)ー既に支給された傷病特別支給金 1級…342万円 2級…320万円 3級…300万円 4級…264万円 5級…225万円 6級…192万円 7級…159万円 | 一時金 | | | |
| | 障害特別年金【ボーナス特別支給金】 | 算定基礎日額×313～131日分(等級に応じて) ※算定基礎日額=過去1年間に支給されたボーナスに基づく1日当り金額 1級…給付基礎日額の313日分 2級…給付基礎日額の277日分 3級…給付基礎日額の245日分 4級…給付基礎日額の213日分 5級…給付基礎日額の184日分 6級…給付基礎日額の156日分 7級…給付基礎日額の131日分 | 毎年 | 障害等級1～7級該当者 | 被災労働者 | |
| | 障害補償年金前払一時金・障害年金前払一時金 | 下記の額を限度として障害等級に応じて給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、1,200日分相当額 限度額 1級…給付基礎日額の1,340日分 2級…給付基礎日額の1,190日分 3級…給付基礎日額の1,050日分 4級…給付基礎日額の 920日分 5級…給付基礎日額の 790日分 6級…給付基礎日額の 670日分 7級…給付基礎日額の 560日分 | 一時金 | 障害等級1～7級に該当し障害補償年金・障害年金の受給権者であって、請求時に希望する者(同一事由について1回限り) | | |
| | 障害(補償)一時金 | 給付基礎日額×503～56日分(等級に応じて) 8級…給付基礎日額の503日分 9級…給付基礎日額の391日分 10級…給付基礎日額の302日分 11級…給付基礎日額の223日分 12級…給付基礎日額の156日分 13級…給付基礎日額の101日分 14級…給付基礎日額の56日分 | 一時金 | | | |
| | 障害特別支給金【特別支給金】 | 65万～8万円(等級に応じて)ー既に支給された傷病特別支給金 8級…65万円 9級…50万円 10級…39万円 11級…29万円 12級…20万円 13級…14万円 14級…8万円 | 一時金 | 障害等級8～14級該当者 | 被災労働者 | |

| どのようなときに | 給付種類 | 給付内容 | 給付期間 | 支給要件 | 対象者 | 備考 |
|--------------------------------------|------------------------|--|------|---|-------|-------------|
| | 障害特別一時金 【ボーナス特別支給金】 | 算定基礎日額×503～56日分(等級に応じて) 8級…給付基礎日額の503日分 9級…給付基礎日額の391日分 10級…給付基礎日額の302日分 11級…給付基礎日額の223日分 12級…給付基礎日額の156日分 13級…給付基礎日額の101日分 14級…給付基礎日額の56日分 | 一時金 | | | |
| 負傷、疾病にかかり、または障害が残り、 介護 を受けたとき | 介護(補償)給付 | 常時介護は104,960円(H20.4.1～)、随時介護は52,480円(H20.4.1～)を上限として支給されます。 | 毎月 | 以下の3つの要件を満たす者であること ①一定の障害の状態であること＝障害補償年金又は傷病補償年金の第1級の者又は第2級の者(精神・神経障害及び胸腹部臓器障害者の者に限る。)であって、常時又は随時介護を要する者であること ②民間の有料の介護サービスなどや親族又は友人・知人により、現に介護を受けていること ③身体障害者療護施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、原子爆弾被爆者特別養護ホーム又は労災特別介護施設 | 被災労働者 | 3ヶ月ごとの請求も可能 |

3. 遺族の生活保障に関する給付

| どのようなときに | 給付種類 | 給付内容 | 給付期間 | 支給要件 | 対象者 | 備考 |
|----------|---------------|---|------|--------------------------------|--|---|
| | 障害(補償)年金差額一時金 | 給付基礎日額×1340～560日分(等級に応じて)－既に支給された年金額 1級…給付基礎日額の1,340日分 2級…給付基礎日額の1,190日分 3級…給付基礎日額の1,050日分 4級…給付基礎日額の 920日分 5級…給付基礎日額の 790日分 6級…給付基礎日額の 670日分 7級…給付基礎日額の 560日分 | 一時金 | 障害等級1～7級該当者であって障害(補償)年金受給権者の死亡 | 死亡労働者の遺族のうち次の者が受給資格者であり、そのうちの最先順位者が受給権者となる。 ①死亡当時生計同一の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ②死亡当時別生計の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 | ※分類上は障害補償給付の1つとされているが、労働者が死亡して遺族が受け取る給付であるから、遺族補償給付に分類した。 |
| | 遺族(補償)年金 | 給付基礎日額×153～245日分(受給権者の数及び受給権者と生計同一の受給資格者の数の合計数に応じて) 遺族1人…給付基礎日額の153日分 (但し、55歳以上の妻または一定障害の妻の場合は175日分) 遺族2人…給付基礎日額の201日分 遺族3人…給付基礎日額の223日分 遺族4人…給付基礎日額の245日分 | 毎年 | 無条件 | 労働者の死亡当時被扶養遺族のうち次の者が受給資格者であり、そのうちの最先順位者が受給権者となる ①-1 妻 ①-2 60歳以上又は障害等級5級以上の夫 ②18歳未満又は障害等級5級以上の子 ③60歳以上又は障害等級5級以上の父母 ④18歳未満又は障害等級5級以上の孫 | ・受給対象者⑦～⑩は60歳に達するまで支給停止 ・18歳未満制限のある受給対象者は18歳に達すると失権 ・障害による受給対象者は障害要件がなくなったとき失権 ・受給権者は婚姻又は離縁により失権 |

| どのようなときに | 給付種類 | 給付内容 | 給付期間 | 支給要件 | 対象者 | 備考 |
|----------|-------------------|---|------|--------------------|---|----|
| 死亡したとき | | | | | ⑤60歳以上(又は障害等級5級以上の祖) ⑥60歳以上又は障害等級5級以上の兄弟 ⑦55～59歳の夫 ⑧55～59歳の父母 ⑨55～59歳の祖父母 ⑩55～59歳の兄弟姉妹 | |
| | 遺族特別支給金【特別支給金】 | 300万円 | 一時金 | 無条件 | | |
| | 遺族特別年金【ボーナス特別支給金】 | 算定基礎日額×153～245日分(受給権者の数及び受給権者と生計同一の受給資格者の数の合計数に応じて) | 年金 | | | |
| | 遺族(補償)給付 | 給付基礎日額×1000日 | 一時金 | 遺族補償年金の受給資格者がいない場合 | 労働者の死亡当時の遺族のうち次の者が受給資格者であり、そのうちの最先順位者が受給権者となる。 ①配偶者 ②生計維持されていた子、父母、孫、祖父母 ③生計維持されていなかった子、父母、孫、祖父母 | |

4. その他の給付

| どのようなときに | 給付種類 | 給付内容 | 給付期間 | 支給要件 | 対象者 | 備考 |
|-----------------------------------|----------|--------------------------------------|------|------|---------|-------------------------------------|
| 二次健康診断等を受けたとき(脳疾患又は心疾患の検査又は予防に限る) | 二次健康診断 | 健康診断そのものの現物支給 | 随時 | 無条件 | 労働者 | 健康診断を受けることができるのは、 ①労災病院又は②労災指定病院 |
| 死亡したとき | 遺族(補償)給付 | 給付基礎日額30日分+315,000円(最低保障、給付基礎日額60日分) | 一時金 | 無条件 | 葬祭を行なう者 | |